

# 保険負債・ソルベンシー評価に関する 国際的な動向について

## 保険負債に関する国際会計基準の動向

- IASBとは
- 保険契約プロジェクト
- フェーズⅡの現在の検討状況
- 今後の予定、及び、会計基準のコンバージェンスとの関係

## 保険会社のソルベンシー評価に関する国際的な共通指針の策定状況

- IAISとは
- 保険会社のソルベンシー評価に関する国際的な共通指針の策定に関する文書
  - ・ フレームワーク・ペーパー
  - ・ コーナーストーン・ペーパー
  - ・ ロードマップ・ペーパー
  - ・ ストラクチャー・ペーパー
- 現在の検討状況
- 今後の予定

## IASBとは

- ・ International Accounting Standards Board  
(国際会計基準審議会)
- ・ 1973年にIASC (International Accounting Standards Committee) 設立、2001年に改組
- ・ メンバー(2006年11月現在)
  - 常勤12名(我が国の代表として、山田辰己理事)、非常勤2名
  - 最低5名の監査実務経験者、最低3名の財務諸表作成者、最低3名の財務諸表利用者、最低1名の学会関係者
  - 任期は5年(1回のみ再任可能)
- ・ EU域内での上場企業の企業会計基準としてIFRSが採用(2005年1月～)。

# 保険契約プロジェクト

1997年12月  
1999年12月  
2001年11月  
2002年5月  
  
2003年7月  
2004年3月

IASC保険プロジェクト  
論点書(DP)の公表  
原則書草案(DSOP)の公表  
「暫定基準」の設定(フェーズⅠ)と  
「恒久基準」の設定(フェーズⅡ)の2段階に分割  
「暫定基準」公開草案(ED)  
「暫定基準」IFRS4の公表(適用は2005年1月～)

## 適用範囲

保険者が引き受けた保険契約及び保有する再保険契約について適用

## 他の基準の当面の適用除外

概念フレームワーク等のIAS規定の適用を免除し、各国の現行の会計基準を暫定的に踏襲。ただし、異常危険準備金や平衡準備金の負債認識を禁じ、損失認識テストの実施を要求。また、再保険による保険負債と関連する保険債務の相殺表示を禁止。

## 開示

保険契約から生じる財務諸表の数値とその仮定に関する情報。  
保険契約からの将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性に関する情報。

2004年9月



フェーズⅡの議論開始

2007年1Q

フェーズⅡに関する論点書(DP)の公表(予定)

2008年

フェーズⅡに関する公開草案(ED)の公表(予定)

2009年以降

フェーズⅡの最終基準完成

## フェーズⅡの現在の検討状況

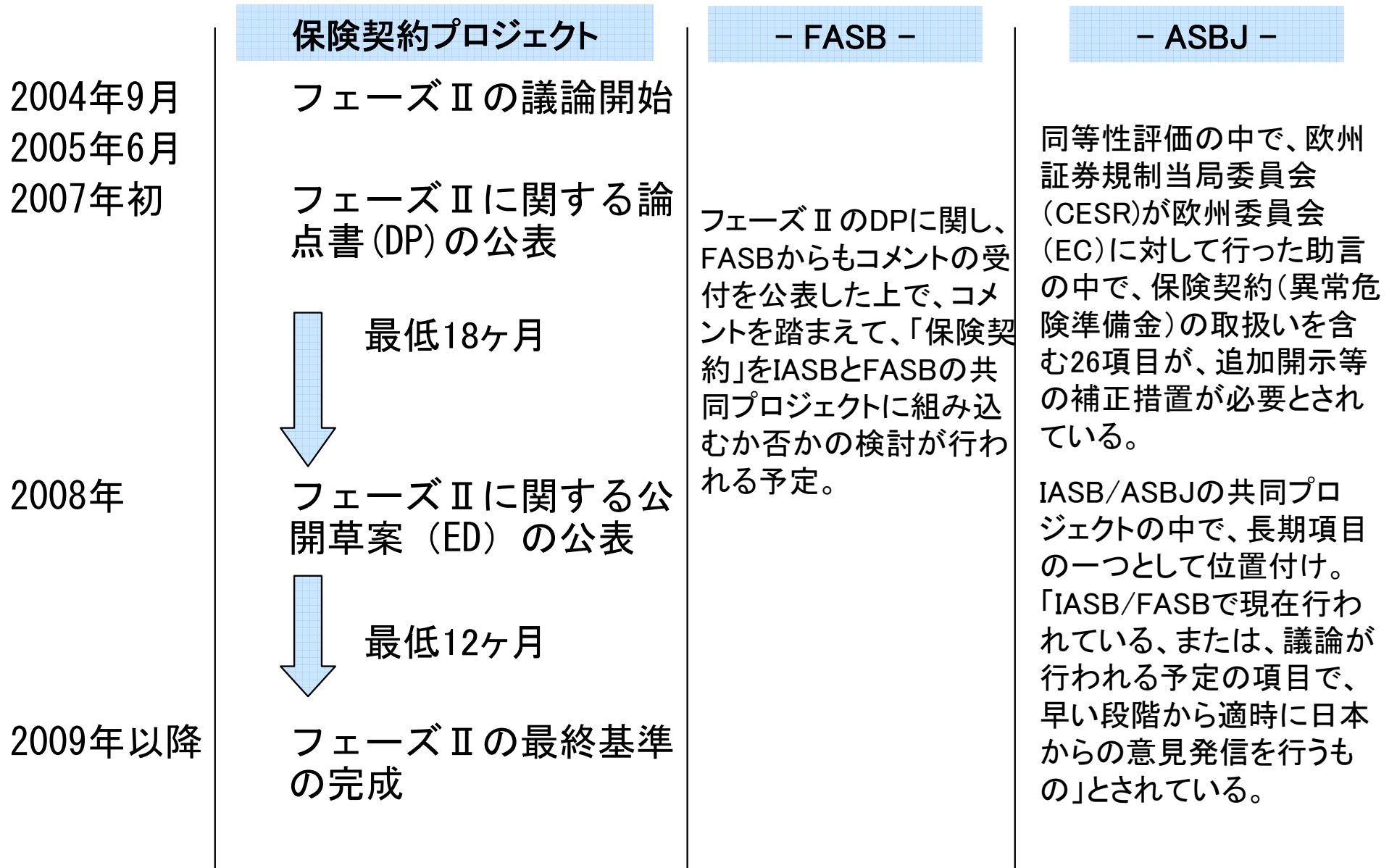
- ・ 基本会計モデル
  - 保険債務は以下により算出
    - ・ 現在のバイアスのかかっていない確率加重平均された将来キャッシュフロー
    - ・ 上記に時間的価値を反映するための現在の市場割引率
    - ・ リスクを負担するため、またその他のサービスを提供するために市場参加者が求める明示的かつバイアスの掛かっていないマージンの見積もり

- ・ 現在の見積り（見積りの修正）
  - ・ 「現在の見積り」とは、直近の情報に基づき見積もりを行うものである。直近の変動が実際の状況の変化を表しているか否かを分析し、見積りが現実の状況と一致しなくなったと判断した場合のみ、見積りを修正する。

- ・ 割引率
  - ・ 保険債務と同じ性質をもつキャッシュフローの市場価格と整合性のある割引率。

- ・ マージン（入口価値/出口価値）
  - ・ マージンは実際の契約者との取引価格を用いる（「入口価値」：利益の初期認識はありえない）べきとの意見もあるが、多数意見は契約者との取引価格は適切性のチェックのために有用であるものの、契約を移転した場合に求められるであろうマージンについてのバイアスのかかっていない見積もりをくつがえすものではない。

## 保険契約プロジェクトの今後の予定、及び、 会計基準のコンバージェンスとの関係



# IAISとは

- ・ International Association of Insurance Supervisors  
（保険監督者国際機構）
  
- ・ 1994年設立
  
- ・ メンバー・オブザーバー（2006年8月現在）
  - － メンバー(134): 各国・地域の保険監督当局等
  - － オブザーバー(109): 保険会社・業界団体・国際機関等
  
- ・ 目的
  - － 保険監督者間の協調の促進
  - － 国際保険監督基準の策定
  - － 加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度の確立の支援
  - － 他の金融分野の監督機関との連携

保険会社のソルベンシー評価に関する  
国際的な共通指針に関連する文書

2005年10月

フレームワーク・ペーパー

「保険監督のための新たな枠組み」

コーナーストーン・ペーパー

「保険会社の健全性評価のための共通の構造と共通の基準  
に向けて～財務要件の策定のためのコーナーストーン」

2006年2月

ロードマップ・ペーパー

「保険会社の健全性評価のための共通の構造と共通の基準  
に向けたロードマップ」

策定中

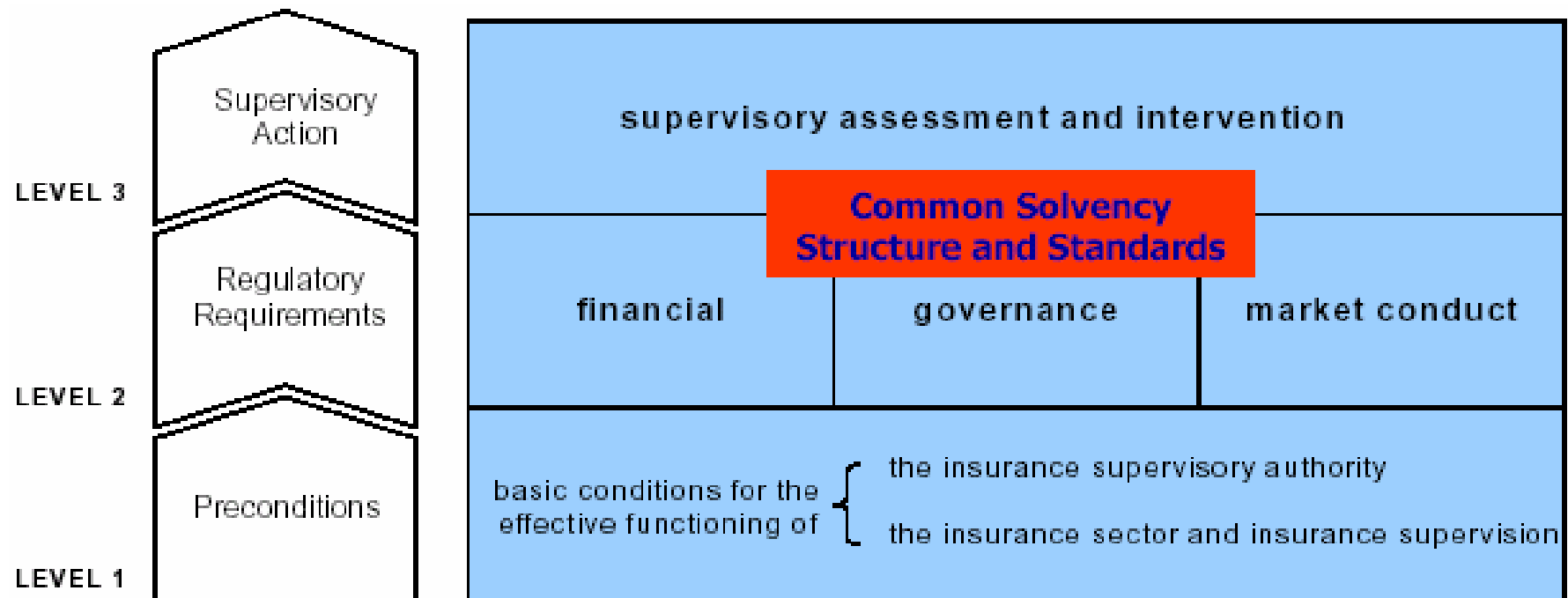


ストラクチャー・ペーパー

「保険会社の健全性評価のための共通の構造」

# フレームワーク・ペーパー

- ソルベンシー評価は財務面の重要な要素であるが、ガバナンス・市場行動にも関わるもの
- 財務・ガバナンス・市場行動の各要素は相互補完関係
- 各要素がそれぞれ機能すると共に、相互に補完しあうことにより枠組みが成立

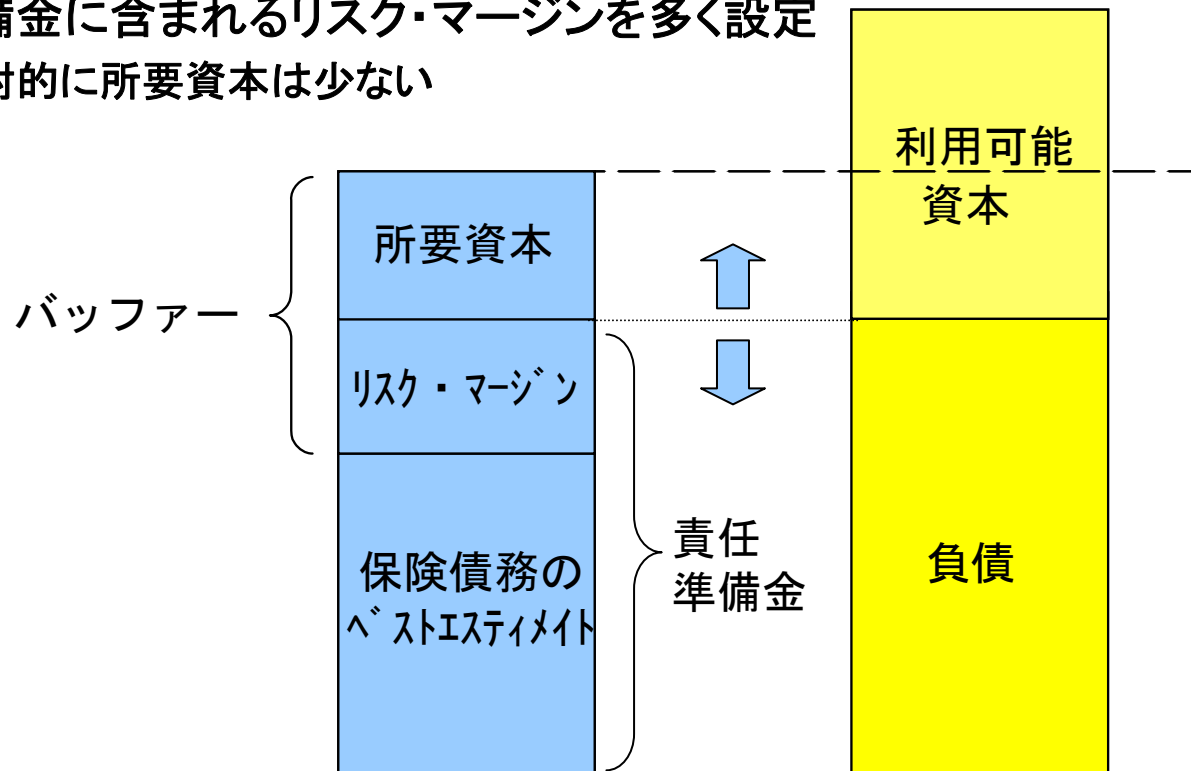




# コーナーストーン・ペーパー

## ー トータル・バランスシート・アプローチ ー

- 責任準備金に含まれるリスク・マージンと所要資本を区別せず、両者を併せて十分なバッファを、保険会社が有することが必要。
- 責任準備金に含まれるリスク・マージンを少なく設定  
⇒ 相対的に多くの所要資本が必要
- 責任準備金に含まれるリスク・マージンを多く設定  
⇒ 相対的に所要資本は少ない



## 8つのコーナーストーン

### コーナーストーン I

ソルベンシーに関する制度は、保険会社が短期及び長期的な観点から保険債務を果たすことができる耐久力を有しているか否かを取り扱う

### コーナーストーン II

ソルベンシーに関する制度は、リスク感応的であり、個々のリスク毎、あるいは、複数のリスクの組み合わせにより、どのようなリスクが財務上の規制要件につながり、どのように反映されているかを明確に示す

### コーナーストーン III

ソルベンシーに関する制度は、財務上の規制要件が必要となるような各リスク要因(個別あるいは組み合わせ)について、プルーデンスがどのように当該要件に反映されているかを明示するものである

### コーナーストーン IV

ソルベンシーに関する制度は、金融市場により提供される情報及び保険リスクについての一般的に入手可能な情報を最大限に活用し、それらと整合性のある評価手法を必要とする

## コーナーストーン V

ソルベンシーに関する制度においては、責任準備金を定義する。責任準備金は、十分に安全 (prudent) かつ信頼性があり、客観的で全世界の保険業者を比較できるものでなくてはならない。責任準備金には明示的なリスクマージンが含まれる

## コーナーストーン VI

ソルベンシーに関する制度は、保険ポートフォリオから生じる債務に見合うコストを時間によって生じる金銭価値を考慮した最良推計 (best estimate) の決定を求める。この計算にあたっての割引率は、金融市場におけるリスクフリーの利率を参考にする

## コーナーストーン VII

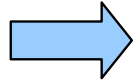
ソルベンシーに関する制度は、段階的な健全性目的の監督介入レベルと、各介入レベルに応じた監督上の措置を設定する

## コーナーストーン VIII

ソルベンシーに関する制度においては、ソルベンシー規制を決定するための、標準化したアプローチ及びより進歩的なアプローチを採用することが認められる。また、適切な場合には内部モデルの使用も含まれる

# 今後の予定 (2006年10月現在)

現在



## ストラクチャー・ペーパー

### 主要な論点

- ・ リスク・マージンの計測手法(資本コスト法/パーセントイル法)
- ・ リスク・マージンで考慮されるリスクと、所要資本のみで考慮されるリスクとの区分
- ・ 責任準備金と所要資本の役割
- ・ 所要資本におけるタイム・ホライズンと信頼区間
- ・ 内部モデル・内部パラメーターの活用程度

2007年2月

2007年10月

## ストラクチャー・ペーパーの採択

### 個別の財務基準の採択

- 責任準備金の決定に関する基準
- 所要資本に関する基準
- 保険会社の適切な資産とその評価に関する基準
- 資本の認識と評価に関する基準

### ガバナンス基準の策定

- 内部モデルの使用に関する監督基準

### 市場行動基準の策定